

平成 24 年 5 月 14 日  
復興事業局

## 被災宅地の復旧に関する今後の進め方等について

### 1. 現状

#### 1) 概要

本市は、4,031 の危険又は要注意の判定等を受けた宅地について、約 8 割を復興交付金等による造成宅地滑動崩落緊急対策事業等の公共事業によって復旧し、約 2 割を独自支援制度である東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度によって復旧を図ることとしており平成 25 年度末の復旧完了を目指している。

#### 2) 公共事業による復旧の状況

- ① 造成宅地滑動崩落緊急対策事業については、予定箇所全 218 地区のうち 7 地区（折立五丁目、南光台六丁目、青山一丁目、青山二丁目、西花苑一丁目、恵和町、中山五丁目）について、設計手法等を確立するために先行して検討する地区とし、3 月に現地調査に着手している。残りの 211 地区については、緑ヶ丘四丁目地区など 6 地区において現地調査に着手したほか、現在、準備作業を進めている。
- ② 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業については、10 地区について交付決定を受けており、現在、調査設計業務の着手準備を進めている。

#### 3) 東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度による復旧の状況

1 月 30 日から申請受付を開始しており、4 月末時点において、申請受付件数 183 件、交付決定件数 12 件の状況である。

### 2. 公共事業に関する今後の進め方について

- ① 造成宅地滑動崩落緊急対策事業については、平成 25 年 2 月頃までの工事着手を目途に、調査設計業務、被災宅地所有者への説明等を行い、平成 25 年度中の工事完了を目指す。

なお、先行検討 7 地区など特に被害の大きい地区については、抑止杭等の対策工の概要について仙台市宅地保全審議会技術専門委員会に報告し、技術的助言を受けながら取りまとめる。

#### 造成宅地滑動崩落緊急対策事業 218 地区に関する進捗見通し

	測量・地質調査着手時期	工事に着手する時期	工事が完了する時期
先行検討 7 地区	平成 24 年 3 月	平成 24 年 10 月 ～平成 25 年 2 月	平成 26 年 3 月
難易度が高・中の 111 地区	平成 24 年 4～6 月	平成 24 年 12 月 ～平成 25 年 2 月	平成 25 年 12 月 ～平成 26 年 3 月
難易度が低の 100 地区	平成 24 年 4～6 月	平成 24 年 11 月 ～平成 25 年 2 月	平成 25 年 3 月 ～平成 26 年 3 月

② 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業については、上記と同様の手順を踏み平成 24 年 11 月頃までに工事に着手し、比較的小規模な工事であることから平成 24 年度中の工事完了を目指す。

③ 住民説明について

被災宅地の復旧に関する住民説明については、平成 23 年 12 月に宅地復旧に関する区ごとの説明会を開催したほか、約 90 回の個別説明会の開催（9 月から 3 月末まで）、約 1,800 件の個別相談（1 月から 3 月末まで）等の実施などにより対応してきている。今後、公共事業の実施に際しては、事業の進捗や地域の状況を考慮し、下記を基本として対応する。

ア 測量及び地質調査の実施に関する周知

復旧を早急に行うためには速やかに測量・調査に着手する必要がある、周知文書の配布を基本に対応していく。

イ 復旧の概要に関する説明会

測量・調査着手にあわせ、できるだけ早く復旧の概要に関する説明会を開催し、公共事業や助成金事業などの概要、個人負担、スケジュール等基本的事項について説明していく。

ウ 復旧の具体的な説明会

調査、設計を終えた段階で地区ごとに復旧に向けた具体的事業内容を説明する。あわせて、被災宅地の所有者等に対し、擁壁復旧の施工承諾、分担金の概算額の説明、宅地造成等規制法に基づく勧告の実施等に関する個別説明を行う。

エ 工事着手に関する説明会

工事着手にあたり、工事概要、進め方、交通制限等に関する周知のため、説明会を開催する。

〔参考〕

①公共事業による宅地復旧

- ・造成宅地滑動崩落緊急対策事業： 事業費約 290 億円
- ・災害関連地域防災がけ崩れ事業： 事業費約 20 億円
- ・事業の実施に際しては、擁壁等に係る工事費用の 1 割の分担金を宅地所有者に求める。

②東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度

- ・危険又は要注意と判定された宅地において、所有者自らが行う擁壁の再築工事、土地の整地工事等に要する工事費のうち 100 万円を控除した額の 90%について、本市が 1,000 万円を上限として助成するもの。 事業費約 25 億円